



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング  
**あおぞらLetter**

〒101-0048  
東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F  
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276  
担当: 戸崎

## 社会保険 被保険者資格取得時の本人確認の徹底について

今般、偽名の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届による健康保険被保険者証を交付していた事案が判明したことにより、事業主に対して資格取得時の本人確認の徹底が求められるようになりました。今回は、社会保険の被保険者資格取得時の本人確認の徹底について、ご紹介いたします。



新たに採用する（被保険者となる）方

基礎年金番号（※）をご確認ください。

基礎年金番号を確認できる場合

基礎年金番号を確認できない場合  
（年金手帳紛失等）

資格取得届に基礎年金番号を必ずご記入ください。

運転免許証等により  
ご本人確認をお願いします。



「資格取得届」と「年金手帳再交付申請書（※）」を併せてご提出ください。

### ＜本人確認ができる主なもの＞

運転免許証、住民基本台帳カード（写真付きのもの）、旅券（有効期限内のパスポート）、在留カード、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの）等（その他、本人確認の証明書については<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=6222>でご確認ください）

（※） 20歳以上の方であれば、原則として基礎年金番号を持っています。年金手帳の紛失等により、基礎年金番号がわからない場合は、年金手帳の再交付の申請を受けてください。



**ご注意ください!!**

- ◇ 基礎年金番号が未記入（年金手帳再交付申請書を添付の方を除く）の場合は、資格取得届が一旦返却され、本人確認が求められます。
- ◇ 基礎年金番号の未記入により資格取得届が返却されている間、及び本人確認ができない場合には、健康保険被保険者証の交付がされません。



その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277